

令和6年度 個人住民税の定額減税について

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税（個人市民税・個人県民税）において定額減税を実施することとなりました。

個人住民税の定額減税の概要は、以下のとおりです。

■対象となる方

- 令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下で、定額減税前の所得割額がある方。

■定額減税額

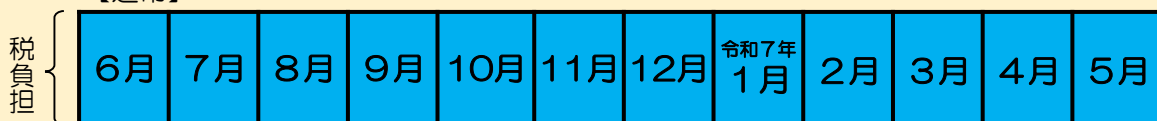
- 本人及び配偶者を含めた扶養親族※ 1人につき1万円
※ 国内に住所を有する方に限ります。

■給与から個人住民税が差し引かれる方の定額減税の実施方法

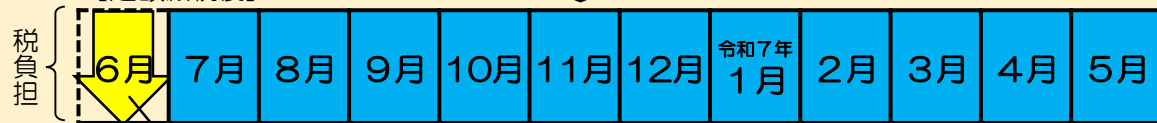
定額減税後の個人住民税額を令和6年7月から令和7年5月までの11か月で均して給与から差し引きます。

なお、定額減税対象外の方は、個人住民税額を例年どおり令和6年6月分から令和7年5月分の12か月に分けて差し引きます。

【通常】



【定額減税後】



個人住民税は、6月分からは差し引きません。

お問い合わせ

個人住民税：米沢市総務部税務課 市民税担当
☎0238-22-5111（内線2320～2325）
受付時間：平日8:30～17:15

所得税：米沢税務署
☎0238-22-6320
受付時間：平日9:00～17:00